







29 年 10 月 3 日	文 監 第 7 号	委 員 代 表 監 査	監 査 委 員	事 務 局 長	合 議	書 記
						

受 総 第 8 7 5 号
平成 2 9 年 1 0 月 2 日

琴浦町監査委員 山 根 弘 和 様
同 桑 本 始 様

琴 浦 町 長 山 下 一 郎



平成 28 年度決算審査意見書における審査意見等について (回答)

平成 29 年 8 月 29 日付発監第 16 号及び発監第 18 号で提出を受けました決算
審査意見書にて意見等のありました事項につきまして、別紙のとおり対応を検
討しています。

なお、対応方針の中でご確認されたい点等ございましたら、ご連絡くださ
いますようお願いいたします。



平成28年度決算審査における審査意見等について

番号	審査意見等	回答（対応）方針
(1)	予算現額と不要額について	本年度より定例議会に上程する補正予算査定時に、執行率の低い事業について聞き取りを行っています。不要額を抑制するよう、執行率の低い事業については、実績見込みによる減額補正を行います。
(2)	基金の積立・取崩について	各基金の設置目的に応じた取崩しによる基金の活用を行います。なお、図書基金については、平成29年度から必要額を年次計画に沿って取り崩し、小中学校の教育振興費に充てていきます。また、その他目的基金の新たな積み増しについては、基金毎に判断し、基金残高がゼロとなったものより基金を廃止するよう検討いたします。
(3)	シルバー人材センター運営事業補助金	琴浦町シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱(平成24年琴浦町内訓第8号)は、平成24年4月1日に施行された要綱ですが、制定当初より国の算定基準とは異なる基準で規定されておりました。本来であると、早急に国の基準に則った要綱改正を行うべきでありましたが、失念しておりましたことお詫び申し上げます。今回の件につきましては、要綱改正を怠った町の責任であること及び平成24年度から平成28年度まで町要綱の算定基準ではなく、国の算定基準で事務処理を行っていることから、補助事業者への補助金返還等の措置は行いません。なお、平成29年度については、国の算定基準に則った要綱に改正しており、当該要綱の規定に基づき事務処理を行っているところです。今後は、必要に応じて要綱整備するなど適切に事務処理を行います。
(4)	ふるさと納税記念品、ことうら三昧ふるさと便、道の駅利用促進	ことうら三昧ふるさと便につきましては、ふるさと納税の記念品の一つとして取扱いをしております。寄付者の本町への来訪への取組みとしては、寄附者に広報ことうら及び観光パンフレットをお送りしており、記念品には実際に琴浦町に足を運んでいただけるよう、観光等体験型の品も用意しているところです。観光等体験型商品については、都市圏からの交通アクセスの弱点を克服する商品を検討します。また、本町の特産品や町内企業商品のPR推進として、ふるさと納税のパンフレットは様々な町外イベントで配布したり、道の駅等にも配置しており、問合せや寄附にもつながっているところではありますが、今後はより一層の全国へのPRを推進していきます。なお、道の駅の活用については、本年度、観光窓口を道の駅「琴の浦」に設置しました。今後の利活用について、検討を行います。
(5)	将来にわたる実質的な財政負担	将来にわたる実質的な財政負担については、債務負担行為額が県内町村で一番高くなっており、その大部分が県営ほ場整備幹線道路等に係る地元負担軽減事業です。平成29年度は、当該事業については、繰上償還にかかる償還元金として1億701万8千円を補正予算第3号(9月)に計上し、将来負担額の軽減を図りました。また、これにより、利息として将来発生する負担を1,581万5千円削減しました。引き続き当該事業の繰上償還について積極的に検討を行い、将来負担の軽減を図ります。